

論文審査の要旨

博士の専攻分野の名称	博 士 （ 教育学 ）	氏名	張 磊
学位授与の要件	学位規則第4条第①・2項該当		
<p>論 文 題 目</p> <p>現代中国学校給食制度に関する研究          -その法制と実態の分析を中心に-</p>			
<p>論文審査担当者</p> <p>主 査 教 授 古賀 一博          審査委員 教 授 小川 佳万          審査委員 教 授 曾余田 浩史          審査委員 准教授 滝沢 潤</p>			
<p>〔論文審査の要旨〕</p> <p>本研究は、中国における学校給食制度の発展過程を辿りながら同国の学校給食に関する法制度を整理・検討した上で、地域レベルにおける学校給食の現状把握を通して中国学校給食制度の特質と意義及び課題を明らかにすることを目的としている。</p> <p>周知のように、中国は1978年に改革開放経済政策を導入したが、この経済政策により都市部と農村部における経済発展の格差は拡大した。この経済発展の格差は、国民、特に児童生徒の栄養・健康の状態、さらに教育状況にも色濃く影響を与えた。そのため、中国政府は、この現状を打開する方策の一つとして、先ず学校給食の実施条件が整っていた都市部から学校給食を漸次すすめた後、第二段階として農村部を対象に学校給食を実施するという独特な学校給食制度を運用・展開してきている。しかしながら、このような中国の学校給食制度の実施・展開に際しては、未だ多くの課題が内包されたままである。本論文は、このような中国学校給食制度の実態解明と内包する課題の析出を狙いとしている。</p> <p>第一章では、1980年代の中国学校給食制度の胎動時期において、国際的及び国内的な背景のもとで同制度の成立に向けてどのような動きがあったのか、その具体像を明らかにし、内包する意義と課題を検討している。</p> <p>第二章では、前章で明らかにされた学校給食の萌芽的形態が、1990年代にどのような国際的・国内的な背景のもとに制度として成立したのかを、関連一次資料及び関連法令の規定内容の詳細な分析を通じて明らかにした上で、それら法規定の特徴や意義を明確化している。</p> <p>第三章では、まず、経済発展した都市部に対して2001年に国が定めた学校給食法令の詳細な分析から、都市部における学校給食制度の法的枠組みを明らかにし、その特徴や意義、さらには内包する課題を明確化している。次に、都市部における学校給食の現状に接近するため、①関連法制度を踏まえつつ、②中央政府や地方政府の学校給食関係者へのインタビュー調査の分析、さらには大都市である北京市の小中一貫校2校、地方都市部である南昌市の小学校1校を事例校とした実地調査の分析から、中国都市部における学校給食制度の具体的な展開状況を明らかにし、内包する課題を考察している。</p> <p>第四章では、経済発展の遅れた農村部に対して出された2011年の学校給食関連法令を取</p>			

り上げ、同法令の規定内容の検討を通じて、農村部における学校給食制度の法的枠組みを明らかにし、その特徴や意義、さらには内包する課題を明確化している。次に、農村部における学校給食の現状を明らかにすべく、①2014年、2015年に中国政府が北京で開催した学校給食交流会において収集した資料の分析、②中央政府や地方政府の学校給食推進に携わる関係者へのインタビュー、③政府機関発行の学校給食の実施に関する内部資料の分析、④中国の農村部である樂安県（江西省）の小学校2校、中学校2校と西豊県（遼寧省）の中学校1校を対象にした現地調査の分析から、農村部における学校給食制度の具体的な展開状況とその有効性や課題を検討している。

そして、終章では、経済格差の激しい社会状況下で実施されている中国の学校給食制度を取り巻く問題状況を、とりわけ「教育を受ける権利」の保障を含む「健康権」に焦点化して総括し、中国における学校給食の意義と特質及び課題を析出している。

本研究は、次の諸点において高く評価できる。

まず、現代中国学校給食制度の特質及び意義として、

- ① 同制度が、全ての国民の「健康権」保障を通して国民の健康格差の縮小を図ろうと意図していることや、特に経済発展の遅れた農村部においては「教育を受ける権利」保障の一環として実施されている点を明らかにしていること
- ② 同制度の実施が都市部から農村部へと二元的かつ時間差的な手法で展開されてきた点を明らかにしていること
- ③ 同制度の実施に際して、本格実施の前に特定の試行区を定め、事業の妥当性を検討する実証実験を行った上で、全国への展開を図ろうとする「戦略性」を指摘していること
- ④ 同制度の実施には、「于若木」という栄養学者が大きく関わっていた点を明らかにしていること
- ⑤ 同制度が「科教興国」政策の一環として国家的発展への貢献が強く意識されたものであることを明らかにしていること、である。

また、同制度の課題として、

- ① 特に経済の発展が遅れた農村部地域では、学校給食が未だに栄養的な側面にのみ限定されたレベルに止まり、その教育的な側面が十分に認識されていない状況にあることを明らかにしていること
- ② 単に都市・農村部間の格差にとどまらず、都市部内あるいは農村部内においても多様な格差が存在しており、その原因の一つとして、同制度を規定する国の法令が法論理上拘束性を有しているにもかかわらず、中央政府がその実施不履行の状況を黙認し、法令違反として厳しく罰しないという認識の低さを指摘していること
- ③ 同制度最大の課題として、中央政府による国家予算の十分な投入とその適切な管理がなされていない点を指摘していること、である。

以上、審査の結果、本論文の著者は博士（教育学）の学位を授与される十分な資格があるものと認められる。

平成 29 年 2 月 9 日

